

委員からのご指摘事項について

前回委員会における指摘事項について

事項		対応方針・考え方
厚生年金保険等の適用に関して、民間委託による加入勧奨の結果、どの程度、適用に結びついたかについて示してほしい。 （前回会議で議題提案をいただいた事項） 厚生年金保険等の未適用事業所に関する適用促進事業については、かねてより民間委託されているが、成果としては不十分な面もあると聞いている。どのような方法が効果的であるか、費用対効果も含めて改めて検討すべき時期ではないか。	厚	○適用に結びついた状況 ・平成20年度民間委託による適用事業所数 932事業所 ・平成21年度民間委託による適用事業所数 752事業所 （注）21年度の民間委託は、21年12月末までの実績のため、20年度と比較して稼働期間が短くなっています。 ○成功報酬要素の見直し 平成22年度の訪問勧奨による外部委託において、インセンティブが働きやすいと思われる成功報酬要素の見直しを進めています。
年金委員、年金受給者協会などと連携して、年金についての啓蒙活動をしてはどうか。 年金制度はとても難しく、正しく理解されていない面もある。年金制度が破たんするという誤解をしている人も多いため、これが「保険料を支払わない」という風潮につながっているようにも思われる。「制度はきちんと確立されている」ことなどをもっとPRしてみてはどうか。	企	○年金制度を所管する厚生労働省とともに、具体的な周知・広報の内容、方法について、年金委員や関係団体等との連携のあり方も含め、検討してまいります。（8月30日に行った年金局と機構との意見交換会においても年金委員、年金教育について意見交換を行いました。） ○具体的な取組のひとつとして、20歳の加入勧奨通知を全国統一版として新たに作成し、この中で年金制度の意義・役割についてもPRすることとしています。 ○また、アニュアルレポートにおいて、若い世代向けに、制度の意義やメリットなどを正しく理解してもらうためのメッセージを発信する予定です。

前回委員会でご説明した事項の進ちょく状況

事項		前回委員会でご説明した対応方針・考え方	進ちょく状況
国民年金の加入手続きに関するお知らせ文書などについて、「素人でも分かる」ようなものに改善していただきたい。	国年	○ 国民年金加入に関する各種のお知らせ文書につきましても、文書モニタ－会議において検討していただく予定としています。ご指摘いただいた点も十分参考にさせていただきながら、改善に取り組めます。 ○ 国民年金保険料は、所得税を算出するうえで全額控除されることにつきましては、チラシ、リ－フレット並びに日本年金機構ホームページに掲載しているところですが、より効果的な周知方法について、今後検討を進めます。	○ 国民年金の加入手続きに関するお知らせ文書(20歳適用勸奨状)については、わかりやすく、かつ関心を持っていたけるよう「お客様向け文書モニター会議」において記載内容の検討をしていただき、別添のとおり決定しました。なお、同勸奨状については、平成23年1月から使用できるよう調達準備を行う予定です。 ○ 市町村向け情報誌(初版7月。隔月発行。)において、国民年金保険料が全額控除されることを掲載し、市町村広報誌等により周知していただくよう要請しました。

こんにちは。私達は日本年金機構です。

20歳になるあなたに 国民年金の加入のご案内をします。

国民年金は、あなたのライフスタイルをサポートします！

日本年金機構は、国（厚生労働大臣）から委任・委託を受けて
公的年金制度の運営業務を行っています。

**Q. 加入するかしないかは、
本人の自由でしょ？**

1

**A. いいえ。
加入することは義務です。**

- 国民年金は、20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの全ての方が加入することが法律で義務付けられています。
- 国民年金は、ご両親の世代の生活を支える保険料を納付（仕送り）する義務を果たし、将来、子供の世代に支えてもらうという世代間扶養の仕組みです。

**Q. 毎月15、100円（※）の保険料が
払えない！どうしたらいいの？**

2

**A. 保険料の納付猶予制度
などをご利用ください。**

- 今すぐ保険料を納めることが困難な場合には、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などの手続をしていただくことにより、保険料の納付が猶予されます。
- 保険料納付を免除・猶予された期間について、後払いできる制度（「追納」）もあります。
- ★ 保険料納付の猶予や追納について、詳しくは3ページをご覧ください。

※ 平成22年度の毎月の国民年金保険料額。

**Q. 保険料を安くする方法は
あるの？**

3

**A. あいます！前納制度や
口座振替等をご利用下さい。**

- 保険料を早めにお支払いいただくこと（前納）により保険料が割り引かれます。
- 口座振替やクレジット納付をされることによっても、保険料が割り引かれます。
- ★ この前納制度と口座振替をセットにすることで、割引率が拡大します。詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください（平成22年度国民年金保険料を口座振替で一年前納した場合、年間3,800円お得になります！）。

Q. 将来、十分な年金が 本当にもらえるの？

4

**A. はい。生きている限り
受け取られる、一生涯の保険です。**

- 賃金や物価の変動にあわせて、年金額が改定されるため、年金に加入（20歳）してから年金を受給（65歳）するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、年金の価値が保障されます。
※ 老齢基礎年金の額 622,800円（1986年度）→792,100円（2010年度）
- 国民年金の老齢基礎年金は1／2が国庫負担（税金）で賄われているため、払った保険料を上回る給付を受けられます。

Q. 年金は、年をとってからしか もらえないでしょ？

5

**A. いいえ。障害年金や
遺族年金の保障があります。**

- 国民年金加入中の病気やケガで障害を負われて働けなくなるなど、一定の障害の状態にある間は「障害基礎年金」が、また、万一ご本人が亡くなられたときは、残された妻や子に「遺族基礎年金」が支給されます。
- 障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるためには、事故や病気が発生した日の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。

【障害基礎年金の支給事例】

20歳で国民年金に加入され、翌月に交通事故で片足を切断した場合には、切断した日の翌月から障害基礎年金が支給されます。障害の状態によって1級または2級に区分されますが、このケースの場合は、2級の障害に該当すると思われますので年額792,100円が支払われます。

Q. 保険料を納付したら、税金が 安くなるの？

6

**A. 所得税や住民税が
安くなります。**

- 納めた保険料は社会保険料控除として全額控除の対象となり、所得税や住民税が安くなります。
- ご本人の代わりにご両親が保険料を納付した場合は、ご両親が社会保険料控除を受けられます。
 - ★ 年末調整や確定申告をされる場合は、国民年金保険料の「領収証書」もしくは日本年金機構からお送りする「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の提出が必要ですので大切に保管してください。
 - ★ 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、毎年11月上旬にお送りします（10月以降にその年初めて国民年金保険料を納付された方は翌年2月上旬にお送りします）。

若年者納付猶予制度・学生納付特例制度のご案内

➤ 若年者納付猶予制度とは…

- 30歳未満の方が対象で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

➤ 学生納付特例制度とは…

- 学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合には申請することにより保険料の納付が猶予されます（学生証など、学生であることの証明が必要です）。

★ 若年者納付猶予や学生納付特例は、老齢等の基礎年金を受ける場合に必要な「期間」に算入されます（年金額には算入されません）。

★ 保険料を未納のまま放置すると、老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができなくなりますので、必ず保険料を納めるか、納付猶予などの申請をしてください。

※ 申請書は市区町村役場か年金事務所のほか、日本年金機構のホームページでも入手できます。ご不明な点は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

保険料追納のご案内 ～後から納めて年金額を増やす～

➤ 追納制度とは…

- 国民年金保険料の免除制度、若年者納付猶予制度や、学生納付特例制度を受けた期間は、保険料を全額納付した時に比べ、将来受ける年金額が少なくなります（2年間の学生納付特例制度の承認を受け、その期間を追納しなかった場合、約4万円の年金額が減額されます）。
- しかし、後にその期間の保険料を納めること（追納）で、全額納付した場合と同じ年金額がもらえます。
- 追納期限は免除等を受けた月から10年以内です（例えば2010年4月分保険料は2020年4月まで追納可能です）。

➤ 追納の手続は…

- 追納する際は、追納の申込後、追納専用の納付書で納付してください。まず、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

★ 追納する場合は、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早期の追納をお勧めします。

国民年金加入手続と、その後の流れ

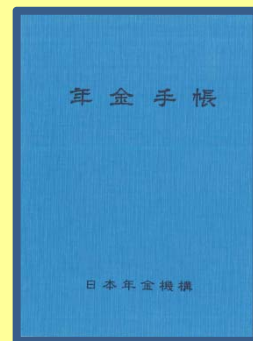
① 「国民年金資格取得届」を提出してください

- 同封の「国民年金資格取得届」に必要事項を明記し、お住まいの市区町村役場もしくはお近くの年金事務所に提出してください。
- また、保険料の若年者納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を同時に提出することもできます。（学生納付特例制度の申請をされる場合は、学生であることの証明が必要です。ご不明な点は、お近くの年金事務所にお問い合わせください）。



② 「年金手帳」が届きます

- 保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。



③ 「国民年金保険料納付書」が届きます

- 納付書で保険料を納めてください（ご自身の生年月日の前日が含まれる月の分からの保険料）。
 - 保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です（詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください）。
- ★ 納付書は保険料の納付猶予などを申請した方にもお送りしています。

厚生年金保険などに加入されている方へ！

- 20歳になった時点で厚生年金保険の被保険者の方、共済組合にご加入の方は、お手数ですがその旨を必ず下記の年金事務所にお知らせいただきますよう、お願いします（同封の資格取得届の提出は必要ありません）。



日本年金機構

Japan Pension Service

<http://www.nenkin.go.jp>

日本年金機構

で 検索

【お問い合わせ先】

〇〇年金事務所国民年金課
〒999-9999 〇〇市〇〇1-2-3
(電話) 03-5344-1100 (代表)